

## 大阪府依存症早期介入・回復継続支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 府は、ギャンブル等依存症の本人やその家族等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、回復や社会復帰等に重要な役割を果たす自助グループや民間団体等（以下「民間団体等」という。）の強み・特性を活かした支援活動が府域において幅広く展開されるとともに、協働パートナーとしての支援の担い手を確保するため、予算の定めるところにより、OAC（府内の関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症の本人及びその家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワークをいう。）に加盟する機関、団体及び自助グループ（以下「補助対象事業者」という。）に対し、大阪府依存症早期介入・回復継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象事業者が実施するアルコール関連問題、薬物依存症及びギャンブル等依存症（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に規定されるアルコール関連問題、薬物依存症及びギャンブル等依存症をいう。）の本人及びその家族等への支援に資するものであって、次の各号に該当するもののうち、民間団体等が「当事者性」や「専門性」を発揮して取り組む事業（以下「事業」という。）とする。

- (1) ミーティング活動
- (2) 相談事業
- (3) 情報提供
- (4) 普及啓発活動

2 前項の規定にかかわらず、府が実施する事業と内容及び対象等が同一の事業については、補助金の交付対象とはしないこととする。

### (補助基準額及び補助対象経費)

第3条 補助基準額及び補助対象経費は別表のとおりとする。

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の各号により算定された額の合計金額とする。但し、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を算定する。
- (2) 前号により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請は、大阪府依存症早期介入・回復継続支援事業費補助金の交付申請について(様式1)を知事が定める期日までに知事に提出することにより行われなければならない。

2 申請に当たっては、様式1のほか次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 要件確認申立書(様式1-2)
- (2) 暴力団等審査情報(様式1-3)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要がある時は、補助事業者(補助金の交付決定を受ける補助対象事業者をいう。)に対し報告又は関係書類の提出を求め、またはその職員に実地に立ち入り、運営の状況若しくは帳簿、書類その他事業に関係のある物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (2) 交付決定後に、交付基準額の2割(入札等による減額を除く。)を超える経費の配分の変更、交付決定された事業の別表の第2欄に定める区分の変更または事業内容の著しい変更をする場合においては、事前に知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式2)により速やかに、遅くとも事業完了日に属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
- (6) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間保管しておかなくてはならない。
- (7) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど府が行う契約手続きの取扱いに準拠しなくてはならない。
- (8) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更交付申請)

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号並びに本要綱第6条第2号に規定する知事の承認の申請は、大阪府依存症早期介入・回復継続支援事業費補助金の変更交付申請について(様式3)を知事が定める日までに知事に提出することにより行うものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、第5条及び第7条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、補助金の交付決定（変更の決定を含む）を行い、申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 補助金申請の取り下げをすることができる期間は、前条の規定による通知を受け取った日から起算して15日以内とすることとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、当該年度の事業が完了したときは、事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日または事業の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に行うものとする。

2 前項の報告は、事業実績報告書（様式4）により行うものとする。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取消し、期限を定めて当該取消に係る部分の補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定に当たり、規則第6条の規定により知事が付した条件を順守しなかったとき
- (2) 正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき
- (3) 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- (4) 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、知事が別途定める。

附則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

【別表】

第 1 欄	第 2 欄
(補助基準額) 1 件当たり 1,000 千円	(補助対象経費) 事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、 使用料及び賃借料、委託料 (前記に係るものに限る)